

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第2弾） のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内小規模事業者の事業継続等を支援するため、次の要件を全て満たす方に、**一律10万円**を支給します。

<input type="checkbox"/> 事業者	<p>令和2年12月31日以前に創業し、市内に事業所を有して事業を営む 小規模事業者（裏面参照） であること</p> <p>伊勢原市内に「神奈川県<small>の</small>営業時間短縮要請（令和3年1月12日～令和3年3月31日）の対象外であった事業所」を有していること</p> <p>※営業時間短縮要請の対象については、裏面参照</p>
<input type="checkbox"/> 減少率 <small>※AまたはB方式で条件を満たすこと</small>	<p>【A方式】 令和3年1月・2月・3月のいずれかの事業収入が、前年または前々年の 同月と比較して、20%以上減少していること</p> <p>【B方式】 令和3年1月・2月・3月のいずれかの事業収入が、前年または前々年の 月平均1か月分と比較して、20%以上減少していること</p>
<input type="checkbox"/> 減少額 <small>※AまたはB方式で条件を満たすこと</small>	<p>【A方式】 令和3年1月・2月・3月の事業収入の合計が、前年または前々年の 同月合計と比較して、10万円以上減少していること</p> <p>【B方式】 令和3年1月・2月・3月の事業収入の合計が、前年または前々年の 月平均3か月分と比較して、10万円以上減少していること</p>



- 【法人】 A・B方式のどちらでも申請可能です。
 【個人】 青色申告書により各月の事業収入額を証明できる方は、A・B方式のどちらか、それ以外の方はB方式を用いてください。

市ホームページ掲載の「事業収入比較表」をご活用ください。

令和3年4月12日(月)～5月31日(月)までに郵送で申請

- ※ 消印有効。感染症拡大防止のため、窓口での申請はご遠慮ください。
 書類に不備等が無ければ、2週間程度で指定口座にお振込みいたします。
 申請書は、市ホームページよりダウンロードしてください。



小規模事業者について

以下に、該当するものを指します（参考：中小企業基本法等）。

業種分類（日本標準産業分類に基づく）	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業の内、宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、中小企業庁が会社の範囲に含むものとする各種士業法人及び個人事業主が対象です。

Q. 常時使用する従業員数とは・・・

A. 市内や市外の事業所数に関わらず、**事業者ごとにカウント**します。
アルバイトやパートなどの名称は関係なく、労働基準法第20条に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」です。
会社役員や個人事業主ご本人を除く人数で、日々雇い入れられる者や2か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者などは該当しません。



神奈川県の実業時間短縮要請の対象について

営業の形態や名称にかかわらず、**通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている店舗**（特措法第24条第9項に基づくもの）です。詳細は、神奈川県ホームページをご確認ください。

必要書類（今後、変更となる場合があります。市ホームページをご確認ください。）

- 申請書【市様式】
- 事業収入比較表【市様式】
- 受取口座の通帳（写）
- 前年または前々年の確定申告書類の控え（写）
- 令和3年1月～3月までの各月の事業収入が確認できる書類
- 法人設立や開設届出書の控え（写）、市内の実業実態が確認できる書類
- 本人確認書類（個人事業主のみ）



給付金の不正受給は犯罪です！

給付金の支給後に、申請内容の虚偽が明らかになった場合は返還を求めます。

【申請書送付先・問合せ先】

〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所商工観光課 給付金担当
☎ 0463-92-1113（平日9時から17時まで）

※専用ダイヤルは、大変混み合っております。
市ホームページより内容をご確認のうえ、ご不明な点はお問い合わせ下さい。